

## 新潟家庭裁判所委員会(第28回)議事概要

### 第1 日時

平成29年7月4日(火) 午後1時30分から午後3時30分まで

### 第2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 【委員】(五十音順, 敬称略)

石田央, 今井和桂子, 江花カヨ子, 川口代志子(委員長), 小島健太,  
佐藤克哉, 高木伸幸, 長谷川直子, 服部誠司

#### 【委員以外の裁判所出席者】

簗川雄一裁判官, 梅澤美紀首席家庭裁判所調査官, 中嶋伊都子首席書記官,  
佐藤利明次席家庭裁判所調査官, 武田一幸次席家庭裁判所調査官, 樋口豊次席書記官,  
哥安祐家事訟廷管理官, 中島あけみ事務局長, 田崎徳行事務局次長

### 第4 テーマ

新潟家庭裁判所における事件処理の充実について

### 第5 議事

#### 1 新委員からの自己紹介

#### 2 テーマに関する説明

- (1) 裁判所出席者から, 家庭裁判所をめぐる法改正の状況及び新潟家庭裁判所における審判事件並びに調停事件の工夫例について説明を行った。
- (2) 佐藤克哉委員から, 家庭裁判所出張所における事件処理について具体例を挙げて説明を行った。

#### 3 意見交換

(委員長)

裁判所及び佐藤委員からの説明を踏まえて, 活発な議論をお願いしたい。

- (1) 家庭裁判所における安全確保のための当事者対応について

(委員長)

先日, 仙台地裁の法廷で, 当事者が持ち込んだ刃物で傍聴人を切りつける

という傷害事件が発生した。又昨年の3月には、さいたま家裁でも係属中の事件の原告が、被告に対して包丁で切り付けて傷害を負わせるという事件が起こった。庁舎内に刃物等を持ち込ませないための対策として、入口にゲート式の金属探知機を常設しているのは東京高地簡裁を含めて全国で4庁のみである。同じような事件はどこの裁判所でも起こる可能性があり、家庭裁判所における当事者の安全確保についての意見、感想等を伺い、今後の参考にさせていただきたい。

(委員)

検察庁は、入庁する際に受付を行っており、裁判所と違い誰でも自由に庁舎内に入れるわけではない。新潟地検にはゲート式の金属探知機は設置されておらず、普段は持ち物検査も実施していない。ただし、事前情報で危険物の持ち込みの疑いがあれば、必要に応じて持ち物検査を行う場合もある。

(委員)

調停中に当事者が刃物を持っているかどうかあまり意識したことはなかった。時間が限られているので、調停委員としては調停を進行させることを意識している。むしろ自傷行為の危険が疑われる当事者に対しては、非常に気を使いながら対応している。

(委員長)

さいたま家裁の事例は、口頭弁論では問題なかったところ、弁論準備手続で出頭した際に事件が起こったということだが、検察庁では、取調べでどのようなことに注意をしているか。

(委員)

検察庁の取調べでは対立当事者が鉢合わせすることはない。危害が加えられるとしたら検察官に対してということになる。取調中に危険だと感じた場合は、検察官の判断で個別に対応している。

(委員長)

当事者は、持ち物検査をされることに対して抵抗感を持つと思うか。

(委員)

当事者にとって、持ち物検査をされることには、抵抗感があると思う。参考として、以前訪れた韓国の裁判所では、受付のコーナーと法廷や調停等の

審理を行うコーナーが分けられており、受付のコーナーには自由に入れるが、審理を行うコーナーにはボディチェックを受けなければ入れないようになっていた。

(委員)

持ち物検査の抵抗感をなくすには、個別で検査をするのではなく、入口に常設されているゲート式の金属探知機などで、全員が等しく検査を受けるようにしないと抵抗感はなくならないと思う。

(委員)

職業柄、精神疾患の患者を診察することがあるが、安全を確保するためには、事前に情報を集める以外にないと思う。病院では、入院する際には持ち物検査を行っている。

(委員)

要警備事件、要注意事件はどのくらいの件数があつて、それぞれどのような警備体制を取っているのか。

(裁判所出席者)

統計は取っていないが、警備体制を執るのは月に1件有るか無いかだと思う。要注意事件は週1、2件程度、当事者の出頭時間をずらすことは日常的に行っている。

(委員長)

児童相談所でも感情的になっている当事者が来所することがあると思うが、安全確保についてどのような配慮をしているのか。

(委員)

感情的になるかもしれない保護者が来所することが分かったら、相談室の座る位置を考える。複数の職員で対応する。受付の近くで他の職員をすぐに呼ぶことができる部屋で対応する、などの工夫をしている。

(委員)

銀行は不特定多数の人が出入りするので、何か起こったときにきちんと対応できるように準備している。

(委員長)

当事者の安全確保と開かれた裁判所について、一般的にどちらの要請が強

く求められていると思うか。

(委員)

入口にゲート式の金属探知機を設置したからといって、開かれた裁判所でなくなるとは思わない。

(委員)

事務所をオートロックにして予約がないと入れないようにした際に、相談者に対し、事務所に自由に入出入りできないことに抵抗があるか聞いたところ、セキュリティーがしっかりしているのでむしろ安心できると言われた。裁判所でも、入庁時のセキュリティーチェックをきちんとしている方が来庁者も安心して庁舎に入れるのではないか。

(委員長)

危険性が有るとの事前情報が入って、個別に検査をする場合、検査を受ける人の抵抗感はどうか。

(委員)

情報があれば仕方ないのではないか。来庁者全員の検査が難しいのであれば、法廷や調停室等の目的の場所ごとにルートを決め、該当するルートを通る来庁者全員が必ず検査を受けるようにするのが現実的だと思う。そうなっていれば抵抗感なく受け入れられるのではないか。

## (2) 出張所における事件処理について

(委員)

村上市で事務所を開設しているが、村上市から新発田市に行くのと、新発田市から村上市に行くのでは距離感が違う。村上市から新発田市に行くほうが遠く感じてしまう。実際に新発田支部に行くのが大変だとの話も聞いている。2週間に1回でも村上出張所で調停が行える日が決まっていれば、当事者もその日に合わせてスケジュール調整ができると思う。村上出張所に限らず、他の出張所でも同じことが言えるので、知恵を絞って、何とか工夫できればと思っている。

(委員)

医師会でも遠隔診療が認められつつある。文明の利器を使うことで解決できるのではないか。

(委員長)

裁判所ではテレビ会議システムや電話会議システムがあるが、村上出張所には電話会議システムしか導入されていない。

(裁判所出席者)

出張所における手続説明は、出張所では受付を行い、実際の事務処理は支部で行うという基本的なことを説明している。ただし、当事者双方の住所が出張所の管轄内であり、かつ当事者双方とも出張所での事件処理を希望する場合は、その旨の上申書を提出するように併せて説明している。

裁判所としても、調停等の実施場所についての当事者のニーズを把握する必要があると考え、4月以降、出張所での事件処理の申出がされた件数等の把握に努めている。

実際の事件処理においては、調停委員会は支部で、当事者は出張所で、電話会議による調停を行うこともできる。その場合、支部から出張所へ職員を派遣して当事者の入れ替わり等の応援態勢を執ることも可能である。

(委員)

出張所でも調停等の事件処理ができる場合があることを広く市民にアナウンスしなければ実情が見えてこないと思う。そこで、裁判所に聴きたいのは、出張所での事件処理を希望する当事者に対して、窓口でどのような説明をしているのか。又上申書は定型の書式を用意しているのか。

(裁判所出席者)

当事者とのやり取りの中で、支部へ出頭するのが困難だとの話が出た場合に、上申書を提出すれば出張所で事件処理ができる場合があることを説明している。上申書は定型の書式は用意していない。

(委員)

当事者は、事件処理は支部で行うと説明されれば、普通の方は支部で行わなければならないと思ってしまう。支部に出頭することが困難な事情があっても、そのことを受付で言い出せない方が多くいるはずである。当事者のニーズの把握に努めるということであれば、チェック式などの定型の案内用紙などを使って、ニーズを集めていただきたい。

(委員長)

上申書を提出しても、出張所で事件処理を行うかどうかは調停委員会の判断になるので、希望が通らない場合もあるが、それでも説明はしてほしいということか。

(委員)

ニーズを把握するためには、きちんと説明をした上で、希望の調査をしてもらうことが必要だと考える。

(委員長)

当事者のニーズを把握する方法については今後も検討していく。

## 第6 次回のテーマ及び期日

### 1 テーマ

(委員長)

次回のテーマは「新潟家庭裁判所における家庭裁判所調査官の役割と機能について」とする。

### 2 期日

平成30年2月1日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで